

政治倫理審査委員会設置要綱（案）

（組織の設置）

- 第1 東京都議会に、政治倫理審査委員会（以下「政倫審」という。）を設置する。
- 2 政倫審は、東京都議会会議規則第126条第3項に規定する協議等の場とする。

（目的）

- 第2 政倫審は、次の事項について調査・検討することを目的とする。
- (1) 政治資金の透明性の確保等及び政治倫理審査に関する事項
- (2) その他必要な事項

（構成）

- 第3 政倫審は、都議会議員のうちから、議長が指名する委員17名及び議長をもって組織する。
- 2 前項の委員の選出党派及び人数は、次のとおりとする。
- | | |
|---------------------|----|
| 東京都議会自由民主党 | 2名 |
| 都民ファーストの会 東京都議団 | 2名 |
| 都議会公明党 | 2名 |
| 日本共産党東京都議会議員団 | 2名 |
| 東京都議会立憲民主党 | 2名 |
| ミライ会議 | 1名 |
| 地域政党 自由を守る会 | 1名 |
| 無所属（東京維新の会） | 1名 |
| 無所属（グリーンな東京） | 1名 |
| 無所属（都議会生活者ネットワーク） | 1名 |
| 無所属（東京・品川からやさしい未来を） | 1名 |
| 無所属（新時代の八王子） | 1名 |

(委員長)

第4 政倫審に、委員長1名を置く。

2 委員長は、議長が務める。

3 委員長は、政倫審を招集し、その議事を主宰する。

4 委員長は、必要に応じ、政倫審の了承を得て、有識者、執行機関等の出席を求めることができる。

(打合会)

第5 政倫審の運営に関し必要な事項を協議するため、政倫審に打合会を置く。

2 打合会は、委員長及び政倫審の委員のうち各会派等から選出された委員各1名で組織する。

(会議の公開)

第6 政倫審は、これを公開する。ただし、政倫審に諮り、非公開とすることができるものとする。

2 打合会は、これを公開する。ただし、打合会に諮り、非公開とすることができるものとする。

3 政倫審及び打合会の傍聴に関し必要な事項は、東京都議会委員会傍聴規則（昭和49年東京都議会規則第2号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則の規定中「委員会」とあるのは、それぞれ「政倫審」又は「打合会」と読み替えるものとする。

(記録)

第7 政倫審（打合会を含む。）は、委員会速記録を作成する。

2 政倫審（打合会を含む。）の委員会速記録は、印刷し、これを公開する。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(報告)

第8 委員長は、検討の経緯及び結果について、適宜、議長に報告する。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、会議に報告する。

(設置期間)

第9 政倫審の設置は、第8第1項に規定する報告終了までとする。ただし、議員任期満了の日を限度とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、政倫審の運営に必要な次の事項は、委員長が政倫審に諮って決定する。

- (1) 全体の審議日程
- (2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い
- (3) その他

附 則

- 1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。
- 2 政治倫理審査に関し必要な事項は、当分の間、衆議院の行為規範（昭和60年6月25日衆議院議決）及び参議院の行為規範（昭和60年10月14日参議院議決）を参考に政倫審において別に定める。